神戸地方裁判所委員会(第34回)議事概要

1 日時

平成30年2月6日(火)午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

(委員)(五十音順,敬称略)

小西和夫,境田司,武谷真名,田中裕子,丹本陽,中川善雄,永谷和雄,西倉 匡,西多弘行,本多久美子,本多俊雄,松山秀樹

(説明者)

芦高源(刑事上席裁判官), 黒瀬靖弘(総務課長), 池田豊(裁判員調整官) (庶務)

新見雅信(事務局長), 栗生博文(民事首席書記官), 丸橋俊幸(刑事首席書記官), 三好明美(総務課課長補佐), 原田卓也(総務課庶務第一係長)

4 議事

(1) 委員の交替(退任委員及び新任委員の紹介)

退任委員として、平成29年7月31日付け退任の玉森たりほ委員及び山野由美子委員、同年8月29日付け退任の西井和徒委員並びに同年10月2日付け退任の自見武士委員の、新任委員として、同年8月1日付け就任の境田司委員及び渡邊攝子委員、同年8月29日付け就任の本多久美子委員並びに同年10月2日付け就任の中川善雄委員の、再任委員として同年7月31日付け再任の松山秀樹委員並びに同年10月31日付け再任の武谷真名委員及び田中裕子委員の紹介があった。

(2) 前回のテーマ(尼崎支部の新庁舎について)に関する報告(黒瀬総務課長) 前回委員会において委員から出された意見を参考に、ソフト面の充実や安全

面の対策等について事務改善を進めており、引き続き各部署において事務改善 を検討している旨の報告があった。

- (3) 裁判員制度の現状と課題についての説明(黒瀬総務課長,池田裁判員調整官) 裁判員制度の現状と制度が直面している課題及びそれらの課題に対する裁判 所の取組みについて説明があった。
- (4) 裁判員制度の現状と課題についての意見交換 (◎は委員長,○は委員の発言。●は裁判所からの説明)
- 関心のある事件について裁判員裁判を傍聴することがあるが、裁判員の性別 や年齢に偏りがあるように感じることがある。他庁の事件ではあるが、先日傍 聴した裁判の裁判員は、全員女性だった。市民感覚を反映させるという制度の 趣旨からすると、そのような偏りは好ましくないのではないか。裁判員に選ば れた方の性別や年齢に関するデータがあれば教えていただきたい。
- 裁判員に選ばれた方の性別及び年齢に関するデータは手元にないが、裁判員 等選任手続に出頭した候補者の性別と年齢に関するデータがあるので参考に御 紹介する。

制度開始当初から現在に至るまで、年度による大きな比率の変動はなく、男女比率では、おおよそ、男性が55パーセント、女性が45パーセントとなっており、年齢別では、40代が最も多く24パーセント前後、次に50代及び60代が、それぞれ20パーセント前後で続いている。

- ◎ 例えば、審理期間が長期になった場合に、性別や年齢によって辞退率に差が 生じるか、という点ではどうか。
- 裁判官として裁判員裁判を7年ほど経験している。審理期間が通常程度の長さの裁判であれば、性別や年齢によって、それほど辞退率に偏りはないように感じる。最近は、性別に関わらず、仕事をお持ちの方、育児や介護をしておられる方も少なくないので、審理期間が長期になる裁判ではそういった候補者の辞退率が増加する可能性はあると考えている。

- 辞退率の増加を食い止めるためには、例えば、性別による辞退率の違いがあるか、手続きのどの段階での辞退申出が多いのか、出席率低下の原因はどこにあるのかなど、その原因の根っこがどこにあるのかを分析しないといけないと思う。
- 手続きのどの段階での辞退が多いかという点について、現場の感覚では、個別の事件で具体的に日程を示して裁判員候補者として出頭を求めた段階での辞退が圧倒的に多く、逆に裁判員等選任手続に出頭した上で辞退を申し出る候補者は少ないように感じる。
- まずは原因の分析を進めることで、個々の原因に応じた対応方法を検討する ことができるのではないかと感じた。
 - ところで、裁判員として参加する裁判の日程というのは、どれくらい前に教 えてもらえるのか。
- 法律上は、遅くとも6週間前までに日程を通知することとされており、実務では、通常の審理期間の裁判であれば、可能な限り七、八週間前には裁判の日程をお伝えするよう運用している。
- この制度が始まって、自分ならどうやって辞退しようかと考えていた。裁判 員を経験した人にとっては良い経験になるのかもしれないが、法律の素人であ る裁判員が裁判に関与することによって、裁判自体に何かメリットがあるのか、 その意義がわからなかった。裁判員制度が始まったことで裁判が良くなった、 という例があれば紹介していただきたい。
- 裁判員が参加するようになって裁判がわかりやすくなった、という点が挙げられると思う。取り調べる証拠を本当に必要なものに絞り込み、難しい法律用語はかみ砕いて説明するなど、裁判に初めて携わる裁判員が、十分に内容を理解した上で、判断をできるように工夫がされている。評議の中でも、法律知識にとらわれていない国民の感覚が生かされていると感じることも多々ある。しかし、残念ながら、そういった積極的な意義が、国民に広く伝わっていないこ

とが、辞退率の増加につながっているのではないかと感じている。

- 検察官においては、制度導入以前の、調書を朗読するスタイルの証拠調べから、法廷で証人の話を聞いて立証をする、というスタイルに変化した。これは、 裁判を傍聴している人にとっても、わかりやすい裁判になったと思う。
- わかりやすい、という点が一番大きいと思う。裁判員にわかりやすいように、 どういった言葉を使うか、弁護士会でも研修や勉強会が行われている。例えば、 従前弁護人は、被告人に前科がないことを有利な情状として主張していたが、 多くの裁判員には、「前科はなくて当たり前」という感覚があると思う。前科 がないことがなぜ被告人にとって有利になるのか、法律用語の使用だけでなく、 法律家の前提となっていた感覚のところから説明することが必要になり、より 国民にわかりやすい裁判になったと思う。
- 法律に詳しくない者として、専門家の中に入っていって、何か役に立つのだ ろうかという気持ちもある。
- 最初のうちは緊張で頭が真っ白だったとおっしゃる裁判員の方は多い。裁判官は、検察官や弁護人とも協力して、法律の基礎知識がない方に対してわかりやすい裁判をするよう努めているし、裁判官と裁判員は、評議や休憩時間の雑談を積み重ねて、少しずつチームとして機能するようになっていくものだと考えている。その結果、多くの裁判員経験者が、裁判が終わってから「裁判員を経験して良かった。」という感想を述べてくれているのだと思う。
- ◎ 裁判員経験者に対するアンケートの集計結果でも、裁判員を経験して良かったという意見は極めて多いが、そういう積極的な声がきちんと国民に伝わっているのかという点には疑問もある。現状として、裁判員制度に対する積極的な意見が国民に伝わっているのかという点、それから、伝わっていないとすると、どういった原因があるのかという点について、御意見を伺いたい。
- 裁判員制度というのは、刑事事件を国民にわかりやすくするものだというお 話があったが、それは特に必要だとは感じていない。それよりも、なぜ自分が

必要なのか、仕事を休んでまでも裁判員になる意義があるのかという点に疑問があるから、裁判員になるのを嫌だなと感じるのではないか。例えば、裁判官だけの裁判では量刑に疑問があったので、国民の感覚を量刑に反映させる必要があるなど、国民が明確な意義を見出せていないように感じる。

- 量刑に関して言えば、例えば、同じような犯罪をした場合に、裁判官の厳しさによって量刑が異なるというのは不公平になるという考え方があると思う。そのような不公平が生じないために裁判員が必要なのだ、国民の感覚を量刑に反映させるのだ、というような意義が伝われば、裁判員になってもいいと思う人が増えるのではないか。先ほどからわかりやすい裁判というような話が出ているが、刑事裁判は被害者のためのものだと私は思うので、傍聴人にわかりやすい裁判という意義では、裁判員になろうという気持ちが高まるか疑問がある。裁判員になるのは義務なのだから、やってもらわないと困るのだ、という強いメッセージを発しないと、辞退率の増加は止められないのではないかと思う。
- 私の勤務先からも、過去に3人の社員が裁判員に選ばれているが、裁判の後に感想を聞いたところ、3人とも、心情的に辛かったという感想を述べていた。加害者側の傍聴人が気になったという社員や、帰りが怖かったと話していた女性社員もいる。現在の景気や少子高齢化が進んでいる現状に鑑みると、辞退率はまだまだ上昇するのではないかと思う。そのような中で辞退率を下げるためには、やはり、裁判員として出頭することを義務として強く要請していくしかないし、そういった方向での広報が必要なのではないかと感じている。
- 「欠席できるんだ」というのが率直な感想だ。制度発足当時の報道では、裁判員として参加することは国民の義務だとされていたし、私の勤務先でも、選ばれた社員については周りでフォローするので参加するようにという方針で研修等も行っていた。

裁判で凄惨な写真を見て精神的なショックを受けたとか, ネガティブな報道 に触れることは少なくないが, 逆に, 経験者のアンケート結果にあるような, すごく良い経験になったというような報道は、余り伝わっていないように感じる。そのような報道や、長期間の審理に拘束されることなどもあって、辞退率の増加という結果につながっているのではないかと思う。そのような中で辞退率増加を食い止めていくためには、裁判員制度に対するプラスのイメージを伝えていくことと、裁判員裁判への参加は国民の義務であるという意識の醸成という両面からアプローチしていく必要があると思う。

- ◎ 裁判員に関する報道について、イレギュラーなことの方がニュース価値があるという側面もあるのだろうか。
- おっしゃるように、制度開始当初はほぼ全件で実施していた裁判員経験者に対する記者会見も、現在はほとんど開かれていない。普通のことは余り記事になることがなく、イレギュラーなことがあったときには記事になるという面はあるかもしれない。ただ、報道関係者が、全ての裁判員裁判を傍聴するということはできないので、可能であれば、裁判所から報道機関に対して、報道価値の高い裁判について、情報提供することを考えていただければと思う。
- ◎ 裁判所の広報ツールについて、こうすれば効果的な広報ができるのではないかなど、広報の手段について御意見があれば伺いたい。
- 辞退率を下げるためには、裁判員候補者に選ばれた方に対する働きかけが重要だと思う。DVDを送っているようだが、手段として硬く感じる。SNSなどの少しハードルを下げた広報が必要なのではないか。中身に関して言うと、裁判員を経験することが自分磨きの良い機会になるのだという価値観をアピールしていってはどうか。また、社会貢献やボランティア活動に対する関心が高まっている社会情勢を勘案して、そういった感覚に訴えるような広報も効果的かもしれない。
- ターゲットに応じた広報という発想がポイントになると思う。例えば、高齢者に伝えたいときにはどのようなメッセージをどのような手段で伝えるのがよいか、という発想だ。

辞退率の増加という点に関しては、例えば、一次産業が多い地域と都市部では出席率低下の背景が異なることも考えられる。今の神戸地方裁判所にとって、効果的な広報ができるターゲットはどのような層になるのか、そのような検討が必要かと思う。

あくまで個人的な感想ではあるが、今後の人口比率の変化等から考えると、 70歳以上の候補者に対するアプローチ方法を考えることが最も有益ではないか。

- 兵庫県では、神戸地方裁判所本庁と姫路支部において裁判員裁判が実施されており、本庁の管轄地域には、丹波や篠山等の山間部も含まれているし、南あわじ市等の比較的遠方の地域も含まれるが、そのような地域から参加していただいている候補者も多い。
- 日本では、従来から裁判所の判決に対する信頼度が非常に高かったと思う。 それにも関わらず、裁判員制度が導入されたということが唐突に感じられ、国 民に対して、「なぜ制度が必要なのか」という制度導入の意義が伝わっていな いように感じる。制度が導入された理由、従来の裁判では何がだめだったのか、 ということを伝えていくことで、国民の納得が得られるかもしれない。
- ◎ 裁判員制度の広報について、多様な観点から御意見をいただいたが、法曹三者としてどのような感想を持ったか。
- ネガティブな報道が増えているということは裁判所としても感じている。肯定的な情報についても報道してもらうために、裁判所として何かできることがないかを考える必要があると思う。犯罪が発生して、裁判をするということは、決して他人事ではないのだ、ということを発信していかないといけないということを改めて感じた。
- 裁判員候補者に送付しているパンフレットを読んだが、枚数が多く、小さな字も多いので、多くの人が読まないのではないかという感想を持った。DVD についても、どこが裁判所の作成部分で、どこが裁判員経験者の生の声なのか

がわかりにくい。せっかく生の声として、肯定的な意見がたくさん述べられているのだから、「これが裁判員経験者の生の声なのだ。」ということをアピールしていけば、もっとリアリティが出るのではないかと思う。

- 裁判員経験者の意見交換会が裁判所で実施されており、その意見交換の概要は裁判所のホームページにも掲載されているが、印刷すると30枚ほどになり、この分量だと、なかなか一般の人が読むことはないのではないかと思う。神戸で起こった著名な事件について、もっと報道していくことが裁判員制度に対する国民の信頼や関心を高めていくことにつながるのではないかと思う。
- ◎ 本日は、裁判員制度が直面している課題及びそれらの課題に対する裁判所の 取組みについて、皆さんの気付かれた点や更に工夫すべき点について、貴重な 御意見をいただいた。今後の執務の参考にさせていただきたい。
- (5) 次回の議題

民事調停の利用促進について

5 次回期日

平成30年7月3日